

「税を考える週間」(11月11日(木)～11月17日(水))

テーマ: 「IT化・国際化と税」

～ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進 ～

平成22年度も引き続き、「IT化・国際化と税」をテーマとして、国税庁が取り組んでいるIT化・国際化に関する諸施策を紹介します。また、本年度の重点広報項目である「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供していきます。

週間中の活動

- 1 マスメディアを活用した広報
- 2 国税庁ホームページの活用(「税を考える週間」特集ページの開設)
- 3 講演会及び説明会等の開催
- 4 国税モニター座談会の開催
- 5 税に関する作文の表彰
- 6 その他 ～関係民間団体による講演会や税の作品展の開催など～



IT化を通じた納税環境の整

国税庁では、申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るため、IT化を通じた納税環境の整備を進めています。具体的には、国税電子申告・納税システム(e-Tax)のほか、確定申告書等作成コーナー、タックスアンサー(よくある税の質問)、路線価図、税の学習コーナーをはじめとした国税庁ホームページによる税に関する情報の提供などの施策を行っています。

国際化への対応

国税庁では、国際化への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組や、国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約に基づく情報交換を行っています。また、開発途上国への技術協力をはじめとした各国税務当局との協力・協調にも取り組んでいます。

国税庁への要望等をお寄せください!

国税庁ホームページに開設する「税を考える週間」特集ページでは、納税者の皆様から「国税庁に対する要望」等を聞くためのアンケートの窓口を開設します。

e-Taxを始めよう! ～国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは～

- 国税に関する各種手続
 - ① 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
 - ② 全税目の納税
 - ③ 申請・届出等

が自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます!
- 特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続には大変便利です!

ご利用いただく前に

e-Taxを始めるには、事前に**電子証明書**と**ICカードリーダライタ**の準備が必要です。

① 電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の発行を受けてください。また、有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。※手数料がかかります。

詳しくは、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

② ICカードリーダライタ

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp
 e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp
 e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-015901

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —